

平成24年4月26日

各 位

会 社 名 株式会社シャルレ
代表者名 代表取締役社長 橋本 欣也
(コード番号 9885 大証第二部)
問合せ先 法 務 室 長 原 豊
TEL (078) 792-7419

当社定時株主総会における株主提案に対する当社取締役会の意見について

当社は、平成24年4月19日付にて公表いたしました「株主提案権の行使に関するお知らせ」のとおり、株主1名より、平成24年6月26日開催予定である当社第37回定時株主総会において、下記の株主提案を受領しております。本日、開催された当社取締役会において、この株主提案に対する意見を以下のとおり、決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

株主提案の概要

1. 議題1：定款変更の件（代表訴訟への協力）

(1) 提案の内容

定款に、以下の条文を加える。

責任を負うことが明らかな者に対して代表訴訟が提起されたときは、資料の開示などの協力を努めるものとする。

(2) 提案の理由

平成21年10月30日に、MBOの不正に関して、林勝哉らに対して株主より、代表訴訟が提起されている（神戸地裁平成21年ワ3484号）。しかし、同訴訟は、林勝哉らが文書提出命令の申し立てに対して悉く異議を申し立てていることから、進行が遅れており、平成24年4月10日現在、いまだに地裁判決すら出ていない。代表訴訟は、取締役に対して会社の損害を賠償するよう求めるものであり、原告が勝訴すれば、当社は利益を受ける立場にある。

そして、当社は、MBOの不正について、平成20年12月19日の「改善報告書」において、林勝哉が最も重い責任を負うべきことを公に認めている。そうであれば、訴訟の引き伸ばしを阻止し、速やかに原告を勝訴させて、賠償金を受け取るべきである。

(3) 当社取締役会の意見

当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

会社法上、株主より会社の役員等に対して代表訴訟が提起された場合には、会社は、原

告である株主に共同訴訟参加し、又は被告である役員等に対して補助参加することができることとされておりますので（会社法第849条第1項）、本提案のような規定を設けなくても、当社が代表訴訟に必要な関与をすることは十分に可能でございます。

また、本提案のような規定を定款に設けることは、当社の企業機密の適切な管理の観点からも適当ではないと考えられます。

したがって、本提案に係る規定を定款に設ける必要はないと考えております。

なお、当社は、今後も、代表訴訟への関与の仕方につきまして、監査役会ならびに取締役会にて慎重に検討して判断してまいります。

2. 議題2：定款変更の件（関係の薄い事業からの撤退等）

(1) 提案の内容

定款に、以下の条文を加える。

本業と関係の薄い事業に出資する場合には、慎重に検討するものとし、既に出資している場合において、赤字となっているときは、譲渡・清算を積極的に検討するものとする。

(2) 提案の理由

当社は、平成24年3月30日にLED事業を行うシャルレライテックの株式を一株1円で取得し、同社を100%子会社としているが、同社は、2年連続して2億円以上の赤字を計上している。平成22年3月期の当社の利益が1億6900万円であったことを考えると、2億円を超える赤字は小さな額ではない。また、タッチペン事業などを行うNLCでも赤字を出して撤退しており、本業と関係の薄い事業で利益を出すのは現実的には困難である。そこで、本業と関係の薄い新規事業への出資は慎重に検討するものとし、既に出資している場合には、早期に譲渡又は清算することにより、損失を減らすべきである。

(3) 当社取締役会の意見

当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社がいかなる事業を対象に出資をするかは、株主の皆さまからの委託を受けた経営陣が、当該事業における市場動向や将来性を事前に慎重に調査・検討した上で、経営判断により決定する事項であります。

したがって、本提案に係る規定を定款に設ける必要はないと考えております。

なお、現在営んでいるLED照明販売事業につきましても、今後のLED市場の動向および将来性ならびに損失等のリスクを踏まえ、慎重に調査・検討した上で、取締役会において事業の方向性を決定してまいります。

3. 議題3：定款変更の件（役員報酬の個別開示）

(1) 提案の内容

定款に、以下の条文を加える。

事業年度毎の取締役および監査役の報酬・賞与額については、1億円を上回るか否かに関わらず、個々の取締役および監査役毎にその金額を、当該事業年度の株主総会の招集通知に添付する参考書類に記載して開示する。

(2) 提案の理由

株主から経営を任されている役員の報酬の額を株主に知らせることは、役員の株主に対する責務である。当社が役員の報酬を率先して株主に開示することは透明性のある情報開示に熱心な企業として、国際的信用を高め、株主の負託にこたえ企業価値を増大させるも

のである。過去20年間で株主に高いリターンを還元している米英の資本市場では報酬個別開示が当然で、不都合が生じたことはなく、SAY ON PAY（報酬支払いに関して株主が総会で物言うことを認める仕組み）の導入の前提にもなる。ソニーの平成19年の同提案44.3%、昨年HOYA総会では48.5%、昨年のみずほフィナンシャルグループ総会でも、少なくとも32%の賛成を得ている。

(3) 当社取締役会の意見

当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社取締役の報酬額につきましては、平成21年6月24日開催の第34回定時株主総会にて決議された範囲内で、報酬規程の定めるところに従い取締役会において決議されております。

また、当社監査役の報酬額につきましては、平成21年6月24日開催の第34回定時株主総会にて決議された範囲内で、報酬規程の定めるところに従い監査役の協議により決定しております。

さらに、報酬額の開示につきましては、当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の総額を招集通知に記載しており、また、取締役および監査役が受ける個人別の報酬等の内容決定に関する方針につきましても、招集通知に記載し、法令に則り、適正に開示しております。

当社といたしましては、企業情報の開示に関する一般的な動向を踏まえ、今後とも適正な開示に努めてまいります。

したがって、本提案に係る規定を定款に設ける必要ないと考えております。

以 上